

参加  
無料

# 障害者と人権

## ～障害者差別解消法と合理的配慮～

令和6年4月1日に「障害者差別解消法」の改正法が施行されました。

これまでは国や地方公共団体に義務とされていた「合理的配慮の提供」が、新たに民間事業者にも義務付けられました。

障害を理由とする差別をなくし、共生社会をめざす取組が広がるなか、障害のある人の人権を守るために何が必要か、「合理的配慮」について学び、一緒に考える機会とします。

講師

ながせ おさむ  
**長瀬 修** さん

立命館大学 生存学研究所 上席研究員



日時

2025(令和7)年2月7日(金)

14:00 ~ 15:30

場所

和歌山城ホール 4階大会議室  
(和歌山市七番丁25番地の1)

定員

50人(要申込・先着順)

一時保育  
要約筆記  
手話通訳  
1/24(金)までに要申込

